

県南広域振興局長告示第 103 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、指定を受けた施術者の開設する  
施術所の名称及び所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成 20 年 6 月 10 日

県南広域振興局長 勝 部 修

施術者の氏名	施術者の開設する施術所				変更年月日
	名 称		所在地		
	変更前	変更後	変更前	変更後	
高野 壽夫	高野はり灸整骨 院	星が丘高野鍼灸 整骨院	花巻市愛宕町 6 番 24 号	花巻市星が丘一丁目 39 番 14 号	平成 20 年 3 月 20 日